

大阪コスモスクエア駅周辺地域 都市再生安全確保計画（案）

平成２６年 ８月 ６日 作成

平成２９年 ８月 ４日 変更（第２回）

大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

１．大阪コスモスクエア駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

１-１ 都市再生安全確保計画の意義・目標

１-１-１ 意義

- 大阪の主要拠点の一つであるコスモスクエア駅周辺地域は、特定都市再生緊急整備地域の指定はもとより、関西イノベーション国際戦略総合特区の指定も受け、国際競争力のある成長拠点の形成を目指している。
- 当地域は、企業や商業施設が立地するとともに、ＭＩＣＥ機能を有しており、平日は従業員が多い一方で、休日には来訪者でにぎわう。
- また、当地域は、臨海部に位置する人工島の一部地域であり、災害時における交通インフラの寸断による孤立化の可能性がある、その対策が求められる一方で、地盤が高く（OP+5.2m以上）、津波への強さを有している。
- 今後、より一層の企業の集積及び国際競争力のある拠点形成など地域の活性化を図るためには、地震や津波等の大規模災害に対して「安全・安心なまち」としての確立が必要不可欠である。
- このような状況を踏まえて、公民連携により滞在者（従業員や来訪者等）の安全を確保することで、地域として安心して企業が事業できる環境、人が来訪できる環境を整える必要がある。

１-１-２ 目標

- 行政の支援や交通機能の復旧までの間、地域で耐えることができる体制（共助体制）を整備し、立地企業の事業継続性の確保につながるように、「人的・経済的被害の抑制」を目標とする。
- 地域内の企業が無理なく取り組める対策から始め、地域内での相互連携を進めるとともに、定期的な検証・見直しにより計画内容の充実を図る。

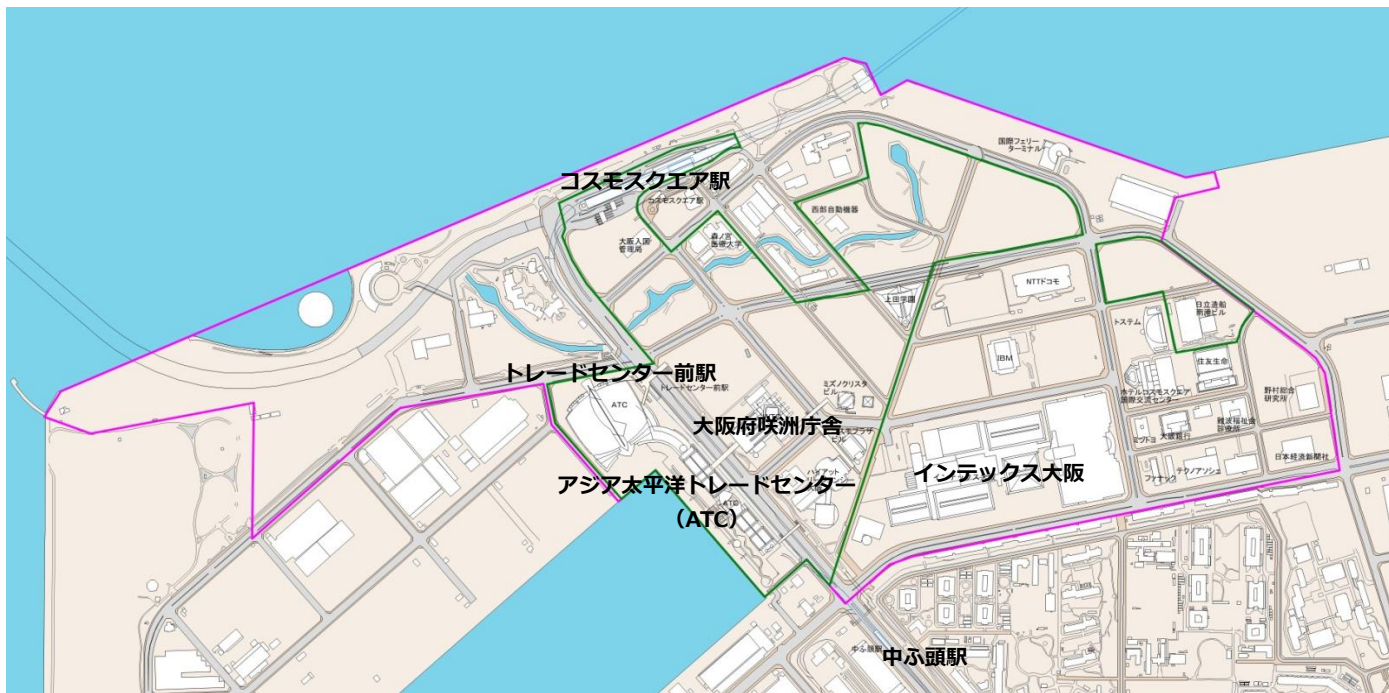
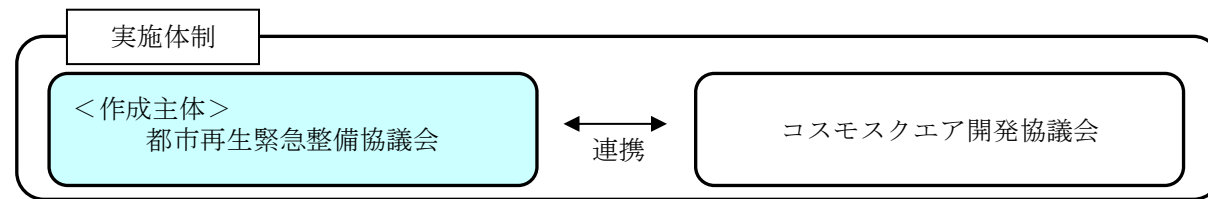


図 大阪コスモスクエア駅周辺地域（対象エリア）

１-２ 都市再生安全確保計画の作成および実施体制

- 都市再生安全確保計画の作成は、大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会が主体となっていく。計画の検討・実施については、大阪コスモスクエア駅周辺地域の立地企業（土地所有者等）により構成し、地域の安全確保等をはじめ、まちづくりに共通する問題の調査・研究等を行っているコスモスクエア開発協議会が行う。



１-３ 想定する災害と対策

１-３-１ 想定する災害

- 対象エリアで想定される災害の規模（３ケース）※、及び被害想定を以下に示す。

※大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(H19.3)」及び「大阪市地域防災計画＜震災対策編＞(H24.7)」における住之江区の被害想定を参考としている。

※また、内閣府がH24.8に公表した南海トラフ巨大地震による被害想定については、それを受けた大阪府防災会議の被害想定（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告）にもとづく。

上町断層帯地震（直下型）	東南海・南海地震（海溝型）	南海トラフ巨大地震（海溝型）
・発生確率※ 2～3％	・発生確率※ 70％・60％	・発生確率※ 70％
・震度5強～6弱	・震度5弱～6弱 ・長周期地震動 ・津波については、浸水なし	・震度6弱 ・長周期地震動 ・津波については、岸壁付近を除き浸水なし
（参考）住之江区ライフライン被害		
停電率：55.8％ ガス停止率：80.5％（市域） 通信不通率：13.5％ 断水率：83.5％（市域） 下水被害率：－％	停電率：0.6％ ガス停止率：0.0％（市域） 通信不通率：0.0％ 断水率：10.5％（市域） 下水被害率：－％	停電率：49.0％ ガス停止率：0.0％ 通信不通率：81.0％ 断水率：100.0％ 下水被害率：3.1％

※発生確率：今後30年以内に発生する確率

１-３-２ 災害時に発生する事象と対策の方向性

- 津波による浸水や揺れによる建築物の倒壊の恐れは低いものの、ライフライン・交通が一時的に利用できなくなり、地域的に孤立化する可能性がある。
- 少なくとも状況が確認できるまでは、当地域内に1日1晩留まることのできる環境整備を、当面の目標とする。
- 当地域内で留まるにあたっては、まずは、各建築物で滞在者等が留まることができる空間確保（風雨をしのげる空間確保で、備蓄は別途検討）と地域の体制整備を行う。
- 当地区の滞在者については、平日は従業員が中心で、休日は来訪者が中心となり、滞在者の特性が異なるので、平日と休日のそれぞれ対応できる環境を整える。
- 業務系施設は、主に従業員を自社内に留まらせることに取り組むこととし、集客系施設は、主に来訪者を施設内に留まらせる退避誘導の体制整備に取り組み、公民で相互連携を図る。

(ピーク時の想定滞在者数)				
	平 日		休 日	
滞在者	15, 500 人	従業者 13, 000 人 来訪者 2, 500 人	42, 000 人	従業者 2, 000 人 来訪者 40, 000 人

1-3-2-1 一時退避スペース（敷地内の空地等）に係る検証

- 全ての滞在者が建物外に一時退避する場合、一時退避者は休日（大規模イベント開催時）で約 42, 000 人（平日で約 15, 500 人）となるが、屋外の空地は 98, 700 ㎡程度は見込まれることから、1 ㎡/人（大阪市地域防災計画における一時避難所の滞在密度の基準）を満たす一時退避スペース（屋外の空地）は確保されている。

1-3-2-2 一時滞在のための屋内空間に係る検証

- 組織に属する従業者が約 13, 000 人（休日で約 2, 000 人）であり、従業員が建物内での一時滞在に必要な面積は 20, 800 ㎡（1. 6 ㎡/人：大阪市地域防災計画における一時避難所の滞在密度の基準）であるが、業務系施設で滞在利用可能なスペースは約 270, 000 ㎡程度は見込まれ、それぞれが所属する組織の屋内空間で一時滞在できる空間を有する。
- 休日における組織に属さない来訪者は約 40, 000 人（平日で約 2, 500 人）となり、64, 000 ㎡（1. 6 ㎡/人）必要であるが、訪問先の建物（各企業の建物及びA T C、インテックス大阪など）における屋内空間（会議室、ホール、共用部など）は少なくとも約 105, 000 ㎡あり、一時滞在できる空間を有する。

1-3-2-3 防災備蓄物資に係る検証

- 1 晩とどまるためには休日で 42, 000 食（来訪者：40, 000 食）の備蓄が必要となり、従業員等用（3 日分）の備蓄は有している企業もあるが、来訪者用の備蓄を有しているものは一部にとどまる。
- コスト・維持管理の課題があるため、まずは、各企業の備蓄、エリア内の食料品売場やコンビニ、飲食店等における食材・物資等のストックでの対応についての検討が必要である。

2. 滞在者等の安全の確保を図るための事業等

2-1 都市再生安全確保施設の整備及び管理（法第 19 条の 13 第 2 項第二号及び第三号関係）

2-1-1 退避施設

- 災害発生時には、滞在者等を各建築物に留める方針に基づき、各建物管理者は、従業者や来訪者などを施設内にとどめる。
- 特に従業者に比べて、来訪者が多い施設は、人の混乱などを抑える対策が必要であるため、必要に応じて、屋内の空間を退避施設として位置づけていく。
- また、けが人などに対応できる環境を整える必要があるので、森ノ宮医療大学は退避施設として位置づける。
- 最先端低体温研究施設計画（計画）については、けが人などに対応できる環境を整えるため退避施設として位置づけるだけでなく、飲料水の提供も行う。

表 法第 19 条の 13 第 2 項第二号及び第三号に係る計画

都市再生安全確保施設に係る事項				事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
①	ATC 屋内通路・アトリウム	退避施設	ATC(株)	ATC(株)	退避施設の整備等	H26～	ATC(株)	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H26～
②	森ノ宮医療大学	退避施設	森ノ宮医療学園	森ノ宮医療学園	退避施設の整備等	H26～	森ノ宮医療学園	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H26～
③	最先端低体温研究施設（計画） 【退避施設 1, 198 ㎡】	退避施設	（未定）	（未定）	退避施設の整備等	H29～	（未定）	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H29～
④	インテックス大阪	退避施設	大阪市	インテックス大阪運営共同事業体	退避施設の整備等	H26～	インテックス大阪運営共同事業体	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H26～

2-1-2 その他の都市再生安全確保施設等

- 災害対策本部の設置・運営と地区内・地区外との情報伝達のため、次の情報通信機器等を段階的に整備する。
（情報通信機器）
業務用簡易無線機、M C A 無線機、衛星携帯電話
（情報処理機器及びバックアップ機器）
パソコン、ソフトウェア、蓄電器、発電機

2-2 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業（法第 19 条の 13 第 2 項第四号関係）

- 建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

2-3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務（法第 19 条の 13 第 2 項第五号関係）

- コスモスクエア開発協議会として、以下の内容に取り組むものとし、内容の充実を順次図ることとする。

2-3-1 事務の実施体制

- 災害発生から交通機能回復までの当面の応急対応活動を地域で担う自主防災組織として、地域の被災状況の区災害対策本部への伝達、被災状況や地域内のインフラの状況の企業間の共有、けが人などの応急的な救護の実施などを行う
- 災害発生時にはコスモスクエア開発協議会にコスモスクエア開発協議会災害対策本部を設ける。
- なお、災害対策本部は、情報収集班、現場確認班、救護支援班からなるコアメンバー、大阪市港湾局及び企業とコアメンバーの伝達等を行うサポートメンバーから構成する。

2-3-2 災害時に実施する事務の内容

- 災害時に実施する事務の内容は以下のとおりとするが、各組織の善意の協力のもとに、取り組むこととし、当計画の記載内容の不履行については、なんら義務・責任を負わないものとする。

○各施設管理者

- 建物の安全性の確認
- 滞在者の確保
- 被災状況の整理
- 災害対策本部サポートメンバーとして、コアメンバーとの情報伝達

○コスモスクエア開発協議会災害対策本部

【コアメンバー】

（情報収集班）

- 各施設の被災状況の集約

- ・各施設へのインフラや災害情報の提供
- ・区への情報伝達や関係機関などとの協議調整

(現場確認班)

- ・地区内の状況の確認

(救護班)

- ・地区内のけが人の収容及び救護
- ・各施設への救護派遣

【大阪市港湾局】

- ・港湾局管理公共施設の状況確認

【サポートメンバー】

- ・各施設の被災状況の作成
- ・コアメンバーと各施設の情報の伝達

2-3-3 その他滞在者等の安全の確保のために実施する事業

- ・コスモスクエア内部及び咲洲から内陸部への従業者及び来訪者のバス運行については、バス会社とコスモスクエア開発協議会災害対策本部との協議により、取り決める。詳細については、今後検討する。

2-4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項（法第 19 条の 13 第 2 項第六号関係）

- ・地域の体制の更新管理
- ・災害行動マニュアルの実効性検証と更新
- ・来訪者対策の検討（休日対応）
- ・施設管理者及び関係機関が連携した防災訓練（図上訓練など）、勉強会等の実施
- ・日常からの退避場所の施設管理

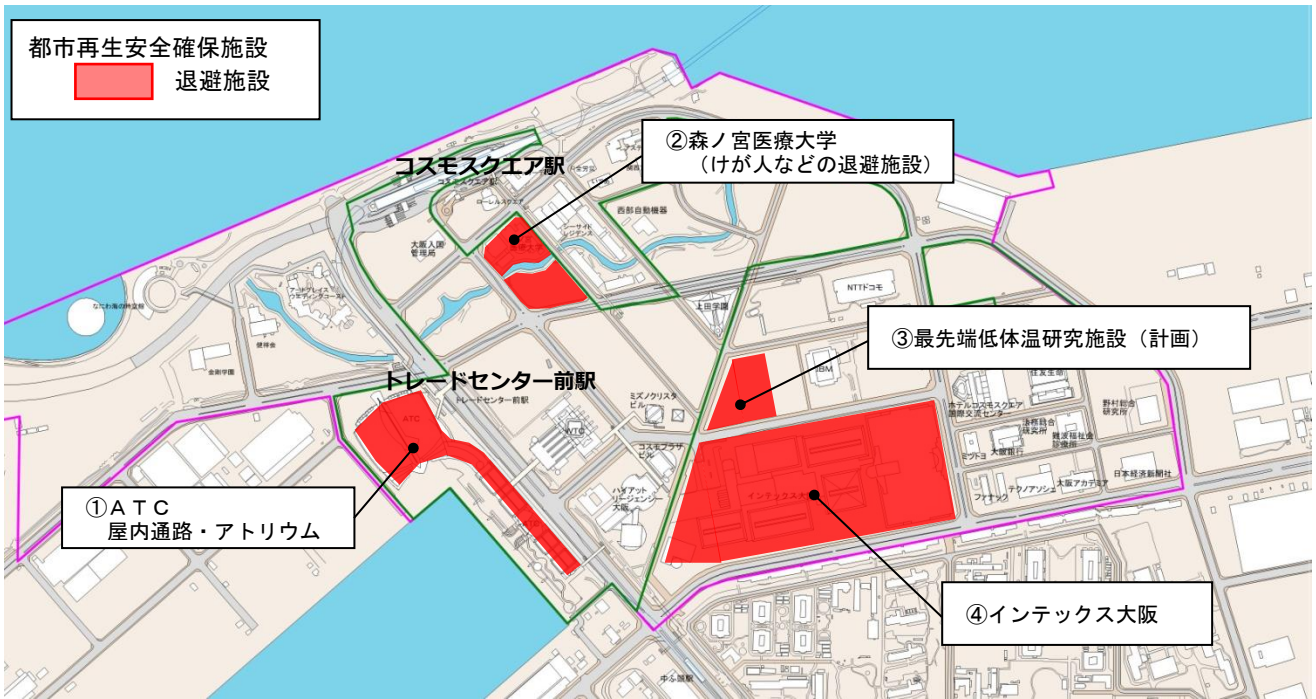


図 大阪コスモスクエア駅周辺地域 都市再生安全確保計画図